



舞鶴市工事共通仕様書

平成 24 年版

舞 鶴 市

## 舞鶴市工事共通仕様書 目次

<b>第1節 一般事項</b>	1
1-1 適用	1
1-2 用語の定義	2
1-3 受注者相互の協力	6
1-4 調査・試験に対する協力	6
1-5 請負代金内訳書	6
1-6 工程表	7
1-7 コリンズへの登録	7
1-8 監督職員	7
1-9 現場技術員	7
1-10 工事関係者に対する措置請求	8
1-11 支給材料及び貸与品	8
1-12 工事現場発生品	9
1-13 工事用地等の使用	9
1-14 設計図書の照査等	10
1-15 設計図書の変更	10
1-16 工事の一時中止	10
1-17 工期の設定	11
1-18 工事の着手	11
1-19 工期変更	11
1-20 臨機の措置	12
1-21 不可抗力による損害	12
1-22 部分使用	13
1-23 保険の付保及び事故の補償	13
1-24 官公庁等への手続等	14
1-25 事故報告書	15
1-26 文化財の保護	15
1-27 特許権等	15
1-28 適用すべき諸基準	16
1-29 諸法令の遵守	16
1-30 暴力団の排除	18
<b>第2節 工事関係図書等</b>	19
2-1 工事関係図書	19
2-2 施工体制台帳	22
2-3 履行報告	23
2-4 提出書類	23

2-5	完成図書等	23
2-6	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	23
<b>第3節</b>	<b>施工及び施工管理</b>	<b>24</b>
3-1	施工	24
3-2	施工管理	24
3-3	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	25
3-4	適正な技術者の配置	26
3-5	現場代理人	28
3-6	工事の下請負	28
3-7	建設副産物等	28
3-8	工事中の安全確保	31
3-9	爆発及び火災の防止	35
3-10	環境対策	35
3-11	交通安全管理	38
3-12	施設管理	41
3-13	施工時期及び施工時間の変更	41
3-14	工事測量	41
3-15	養生及び後片付け	43
3-16	測点の明示	43
3-17	公共工事等における新技術活用の促進	43
3-18	海上起重作業船団の船団長	43
3-19	潜水作業従事者	43
<b>第4節</b>	<b>工事材料</b>	<b>44</b>
4-1	工事材料の取扱い	44
<b>第5節</b>	<b>工事検査</b>	<b>46</b>
5-1	工事完成検査	46
5-2	部分払検査	46
5-3	臨時検査	47
5-4	工事目的物の引渡し	48
*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*---*		
<b>【提出書類の様式】</b>		<b>49</b>
<b>【資料】</b>	<b>舞鶴市工事請負契約約款</b>	<b>85</b>
	<b>舞鶴市上水道工事請負契約約款</b>	

## 第1節 一般事項

### 1-1 適用

#### 1. 適用工事

舞鶴市工事共通仕様書（以下「舞鶴市共通仕様書」という。）は、舞鶴市が発注する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（舞鶴市工事請負契約約款を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

#### 2. 共通仕様書の適用

受注者は、舞鶴市共通仕様書の適用にあたっては、監督及び検査に係る規程等（以下「検査規程等」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、部分払検査）にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

#### 3. 優先事項

特記仕様書に記載された事項は、この舞鶴市共通仕様書に優先する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次のとおりとし、これによりがたい場合は次項による。

- (1) (2)から(5)に対する質問回答書
- (2) 特記仕様書
- (3) 図面
- (4) 舞鶴市工事共通仕様書
- (5) 工事共通仕様書

#### 4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、現場の納まり又は取合い等が設計図書によることが困難あるいは不都合である場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合等が生じたときは、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。また、これらの協議の結果又は監督職員の指示等について、記録を整備しておかなければならない。

これにより設計図書の訂正又は変更を行う必要が生じた場合の措置は、契約書の規定による。

#### 5. 参考資料

設計図書の他に添付する参考資料は、あくまで発注者の予定価格を算出するためのものであり、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。

工事の実施にあたっては、この趣旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

#### 6. S I 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

## 1-2 用語の定義

### 1. 監督職員

本仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び監督員が対応する。

### 2. 総括監督員

本仕様書で規定されている総括監督員とは、舞鶴市工事監督規程（以下「監督規程」という。）に定める監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督職員の業務の掌理を行う者をいう。

### 3. 主任監督員

本仕様書で規定されている主任監督員とは、監督規程に定める監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理を行い、また、関連工事の調整（重要なもの及び軽易なものを除く）、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに主任監督員及び監督員の業務の掌理を行う者をいう。

### 4. 監督員

本仕様書で規定されている監督員とは、監督規程に定める監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料試験の実施、関連工事の調整（軽易なもの）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる場合において、主任監督員への報告を行う者をいう。

### 5. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

### 6. 設計図書

設計図書とは、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

### 7. 仕様書

仕様書とは、特記仕様書、舞鶴市共通仕様書、工事共通仕様書を総称していう。

### 8. 特記仕様書

特記仕様書とは、舞鶴市共通仕様書と工事共通仕様書を補足し、工事ごとに規定される工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

### 9. 舞鶴市共通仕様書

舞鶴市共通仕様書とは、舞鶴市が発注する工事に共通する内容を説明したものの

うち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

なお、舞鶴市共通仕様書は工事共通仕様書の一般共通事項に優先する。

#### 10. 工事共通仕様書

工事共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

なお、適用する工事共通仕様書は、特記仕様書で定める。

#### 11. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

#### 12. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して、発注者が回答する書面をいう。

#### 13. 図面

図面とは、契約に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

#### 14. 工事関係図書

工事関係図書とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工・試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

#### 15. 施工図等

施工図等とは、施工図、原寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約図書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。

#### 16. 指示

指示とは、契約図書の定めにに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

#### 17. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

#### 18. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

#### 19. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

#### 20. 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

#### 21. 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

## 22. 通知

通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

## 23. 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

## 24. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

## 25. 立会

立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

## 26. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

## 27. 基本要件品質

基本要件品質とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。

## 28. 品質計画

品質計画とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。

## 29. 品質管理

品質管理とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。

## 30. 規格証明書

規格証明書とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。

## 31. 一工程の施工

一工程の施工とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。

## 32. 工事検査

工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第38条及び第39条に基づいて給付の完

了の確認を行うことをいう。

**33. 検査職員**

検査職員とは、工事検査を行うための、舞鶴市契約規則第46条（昭和39年10月12日規則第25号）に規定された検査職員をいう。

**34. 臨時検査**

臨時検査とは、検査規程等に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

**35. 同等以上の品質**

同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

**36. 工期**

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

**37. 概成工期**

概成工期とは、建築物等の使用を想定して総合試験運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

**38. 工事開始日**

工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

**39. 工事着手日**

工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。

**40. 工事**

工事とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。

**41. 本体工事**

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

**42. 仮設工事**

仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

**43. 工事区域**

工事区域とは、工事用地その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

**44. 現場**

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

**45. S I**

S Iとは、国際単位系をいう。

**46. 現場発生品**

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所



有権は発注者に帰属する。

#### 47. J I S規格

J I S規格とは、日本工業規格をいう。

### 1-3 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

### 1-4 調査・試験に対する協力

#### 1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。また、工期経過後においても同様とする。

#### 2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### 3. その他の調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する建設工事に関する各種調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

### 1-5 請負代金内訳書

#### 1. 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

#### 2. 内訳書の内容説明

監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

### 1-6 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

### 1-7 コリンズへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

### 1-8 監督職員

#### 1. 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

#### 2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### 1-9 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

(1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約書第9条に関する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

(2) 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同様である。

(3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

## 1-10 工事関係者に対する措置請求

### 1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 2. 技術者に対する措置

発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

## 1-11 支給材料及び貸与品

### 1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

### 2. 受払状況の把握

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

### 3. 支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。

### 4. 引渡場所

契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

### 5. 返還

受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

### 6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

### 7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

### 8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

## 1-12 工事現場発生品

### 1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

### 2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、前項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

## 1-13 工事用地等の使用

### 1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承諾あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

### 2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場、材料保管場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

### 3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

### 4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も、速やかに発注者に返還しなければならない。

### 5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

### 6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

### 7. 工事用地以外の区域の立入

受注者は、工事用地以外の区域へ立入する場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

## 1-14 設計図書の照査等

### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図等を貸与することができる。ただし、工事共通仕様書等市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### 3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

## 1-15 設計図書の変更

### 1. 一般事項

設計図書の変更とは、契約に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

### 2. 設計変更の対象外

契約書第1条第3項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。

## 1-16 工事の一時中止

### 1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-20（臨機の措置）により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- (4) 第三者、受注者、使用人等及び監督職員の安全のため必要があると認める場合

### 2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、

監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について、一時中止させることができるものとする。

### 3. 基本計画書の作成

前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

## 1-17 工期の設定

受注者は、契約書第1条第2項に規定する工期内の完成を遵守できるよう、十分な工程調整を行わなければならない。

なお、工期は、作業期間内の雨天日（降水、降雪）、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇を見込んでいる。

## 1-18 工事の着手

### 1. 一般事項

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

### 2. 着手届

受注者は、工事に着手する場合は、あらかじめ所定の様式により、着手届を監督職員に提出しなければならない。

## 1-19 工期変更

### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第41条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

### 2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

### 3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

#### 4. 工期の延長

受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

#### 5. 工期の短縮

受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

### 1-20 臨機の措置

#### 1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

#### 2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

### 1-21 不可抗力による損害

#### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる損害が生じた場合には、その詳細な状況を把握し、直ちに工事損害通知書により監督職員に報告するものとする。

#### 2. 設計図書で定めた基準

契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

##### (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

##### (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④ その他設計図書で定めた基準

##### (3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

##### (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水によ

り発生した場合

(5) 地震、津波及び豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(6) その他、各仕様書等に定めがある場合

### 3. その他

契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

## 1-22 部分使用

### 1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。

### 2. 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

## 1-23 保険の付保及び事故の補償

### 1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書で定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

### 2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン船等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

### 3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

### 4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

### 5. 建設業退職金共済制度の加入、掛金収納書の提出

(1) 受注者は、事業主として建設業退職金共済制度に加入しなければならない。

(2) 受注者は、下請予定業者を含めた対象労働者及び就労日数を調査把握した上で、必要な枚数の共済証紙を勤労者退職金共済機構から購入し、発注者用掛金収納書を発注者に提出しなければならない。

ただし、調査把握が困難な場合は規定の算出表により必要枚数を算出してもよい。



また、請負金額が300万円に満たない契約においては、発注者用掛金収納書の提出を省略することができる。

- (3) 前号の発注者用掛金収納書の提出期限は、工事請負契約締結後1ヶ月以内とする。ただし、規定の算出表により提出する場合は工事請負契約締結時とする。
- (4) 第2号の規定による調査の結果、対象労働者が存在しない場合は、その理由を記載した書面を届け出ることにより、共済証紙の購入は免除されるものとする。ただし、情勢の変化により対象労働者を使用することとなった場合は、その事実の発生後、速やかに第2号の規定に準じて処理しなければならない。
- (5) 現場事務所又は工事現場の出入り口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。さらに、請負者は、共済証紙の受払に係わる資料を保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとし、完成検査時にもこれらの資料を提示しなければならない。

## 6. 火災保険、建設工事保険等

契約書第49条の規定に基づく火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）の付保についての詳細は特記仕様書による。

## 1-24 官公庁等への手続等

### 1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

### 2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

### 3. 諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

### 4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続に許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

### 5. 資機材等の提供

受注者は、関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供しなければならない。

### 6. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

### 7. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべ

き場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

## 8. 交渉時の注意

受注者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

## 9. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 1-25 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、所定の様式により速やかに監督職員に提出しなければならない。

## 1-26 文化財の保護

### 1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

### 2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

## 1-27 特許権等

### 1. 一般事項

受注者は特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

### 2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

### 3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

## 1-28 適用すべき諸基準

### 1. 一般事項

適用すべき諸基準は、特記仕様書による。

### 2. 受注時における改訂

受注者は、受注時において適用すべき諸基準が改訂（改正等による新規の版を含む。）されている場合、改訂された諸基準によらなければならない。

### 3. 受注後の改訂

受注者は、受注後に適用すべき諸基準が改訂された場合、監督職員と協議しなければならない。

## 1-29 諸法令の遵守

### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| (1) 地方自治法               | (昭和22年法律第67号)  |
| (2) 建設業法                | (昭和24年法律第100号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法          | (昭和31年法律第120号) |
| (4) 労働基準法               | (昭和22年法律第49号)  |
| (5) 労働安全衛生法             | (昭和47年法律第57号)  |
| (6) 作業環境測定法             | (昭和50年法律第28号)  |
| (7) じん肺法                | (昭和35年法律第30号)  |
| (8) 雇用保険法               | (昭和49年法律第116号) |
| (9) 労働者災害補償保険法          | (昭和22年法律第50号)  |
| (10) 健康保険法              | (昭和11年法律第70号)  |
| (11) 中小企業退職金共済法         | (昭和34年法律第160号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和51年法律第33号)  |
| (13) 出入国管理及び難民認定法       | (平成3年法律第94号)   |
| (14) 道路法                | (昭和27年法律第180号) |
| (15) 道路交通法              | (昭和35年法律第105号) |
| (16) 道路運送法              | (昭和26年法律第183号) |
| (17) 道路運送車両法            | (昭和26年法律第185号) |
| (18) 砂防法                | (明治30年法律第29号)  |
| (19) 地すべり防止法            | (昭和33年法律第30号)  |
| (20) 河川法                | (昭和39年法律第167号) |
| (21) 海岸法                | (昭和31年法律第101号) |
| (22) 港湾法                | (昭和25年法律第218号) |
| (23) 港則法                | (昭和23年法律第174号) |
| (24) 漁港漁場整備法            | (昭和25年法律第137号) |
| (25) 下水道法               | (昭和33年法律第79号)  |

- (26) 航空法 (昭和27年法律第231号)
- (27) 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)
- (28) 軌道法 (大正10年法律第76号)
- (29) 森林法 (昭和26年法律第249号)
- (30) 環境基本法 (平成5年法律第91号)
- (31) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)
- (32) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- (33) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- (34) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- (36) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- (38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)
- (39) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
- (40) 砂利採取法 (昭和43年法律第74号)
- (41) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
- (42) 消防法 (昭和23年法律第186号)
- (43) 測量法 (昭和24年法律第188号)
- (44) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- (45) 都市公園法 (昭和31年法律第79号)
- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)
- (47) 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)
- (48) 駐車場法 (平成11年12月改正法律第160号)
- (49) 電波法 (昭和25年法律第131号)
- (50) 海上交通安全法 (昭和47年法律第115号)
- (51) 海上衝突予防法 (昭和52年法律第62号)
- (52) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)
- (53) 船員法 (昭和22年法律第100号)
- (54) 船舶職員法 (昭和26年法律第149号)
- (55) 船舶安全法 (昭和8年法律第11号)
- (56) 港湾運送事業法 (昭和26年法律第161号)
- (57) 内航海運業法 (昭和27年法律第151号)
- (58) 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
- (59) 自然公園法 (昭和32年法律第161号)
- (60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号)
- (61) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)
- (62) 地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)
- (63) 浄化槽法 (昭和58年法律第43号)
- (64) 水道法 (昭和32年法律第177号)
- (65) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)

- |  |                |
|--|----------------|
| (66) 河川法施行法                            | (昭和39年法律第168号) |
| (67) 技術士法                              | (昭和58年法律第25号)  |
| (68) 漁業法                               | (昭和24年法律第267号) |
| (69) 空港法                               | (昭和31年法律第80号)  |
| (70) 計量法                               | (平成4年法律第51号)   |
| (71) 厚生年金保険法                           | (昭和29年法律第115号) |
| (72) 航路標識法                             | (昭和24年法律第99号)  |
| (73) 最低賃金法                             | (昭和34年法律第137号) |
| (74) 職業安定法                             | (昭和22年法律第141号) |
| (75) 所得税法                              | (昭和40年法律第33号)  |
| (76) 水産資源保護法                           | (昭和26年法律第313号) |
| (77) 船員保険法                             | (昭和14年法律第73号)  |
| (78) 著作権法                              | (昭和45年法律第48号)  |
| (79) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (昭和45年法律第131号) |
| (80) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律                | (昭和44年法律第84号)  |
| (81) 農薬取締法                             | (昭和23年法律第82号)  |
| (82) 毒物及び劇物取締法                         | (昭和25年法律第303号) |
| (83) 特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律              | (平成18年法律第62号)  |
| (84) 警備業法                              | (昭和47年法律第117号) |
| (85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律            | (平成15年法律第58号)  |
| (86) 労働契約法                             | (平成19年法律第128号) |
| (87) 京都府及び舞鶴市の関係諸条例                    |                |

## 2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

## 3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していたりすることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

## 1-30 暴力団の排除

### 1. 監督職員への報告

受注者は、工事の施工にあたり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに、監督職員に報告しなければならない。

### 2. 排除対策

受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じなければならない。

## 第2節 工事関係図書等

### 2-1 工事関係図書

工事関係図書における「土木関連工事」と「建築・電気・機械関連工事」の定めは特記仕様書による。

#### I. 土木関連工事

##### 1. 実施工程表

- (1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成し監督職員に提出しなければならない。
- (2) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合には、施工等に支障がないよう、実施工程表を遅滞なく変更し、監督職員に提出しなければならない。
- (3) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出しなければならない。

##### 2. 施工計画書

###### (1) 一般事項

受注者は、工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- ① 工事概要（工事概要、工事内容等）
- ② 実施工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 指定機械
- ⑤ 主要資材
- ⑥ 施工方法（施工方針、施工フロー図、施工方法、主要機械使用計画、仮設備計画、工事用地計画等）
- ⑦ 施工管理計画（品質管理計画、出来形管理計画、写真管理計画等）
- ⑧ 段階確認、臨時検査計画
- ⑨ 安全管理（工事安全管理計画、新規入場者教育、安全訓練計画等）
- ⑩ 緊急時の体制及び対応
- ⑪ 交通管理（安全施設类等設置計画、交通切り廻し計画、過積載防止計画、材料搬出（搬入）経路等）
- ⑫ 関係官公庁及びその他関係機関への届出書及び許可書等の写し（道路使用許可書、道路交通法第80条協議書、海上工事許可申請書等）
- ⑬ 環境対策

- ⑭ 現場作業環境の整備
- ⑮ 残土処理計画
- ⑯ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（再生資源利用促進計画、産業廃棄物処理委託契約書等）
- ⑰ 高度技術・創意工夫・社会性等に関して実施する場合はその計画
- ⑱ その他

## (2) 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合、変更施工計画書を省略することができるものとする。

## (3) 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

## 3. 施工図等

- (1) 受注者は、仕様書で示された場合又は監督職員が指示した場合に、当該工事の施工に先立ち施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- (2) 施工図等の内容を変更する必要がある場合には、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じなければならない。

## 4. 工事の記録

試験若しくは検査の結果又は施工管理記録その他工事の施工に関する書類は、その都度直ちに作成、保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

## 5. 工法の提案

設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員と協議すること。

## 6. 数量の算出及び出来形図

### (1) 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

### (2) 出来高数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方整備局監修）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### (3) 出来形図の提出

受注者は、出来形数量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

## II. 建築・電気・機械関連工事

### 1. 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- (2) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受けなければならない。
- (3) (2)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じなければならない。
- (4) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (5) 既成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記しなければならない。

### 2. 施工計画書

- (1) 受注者は、工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

総合施工計画書は、次の事項を必要に応じて記載するものとする。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

なお、総合施工計画書の提出を省略する場合において、総合施工計画書に含めて提出する必要がある書類（再生資源利用計画書、安全訓練の計画書等）については、別途提出するものとする。

- ① 工事概要（工事概要、工事内容等）
  - ② 実施工程表
  - ③ 現場組織表
  - ④ 安全管理（工事安全管理計画、新規入場者教育、安全訓練計画等）
  - ⑤ 緊急時の体制及び対応
  - ⑥ 交通管理（安全施設類等設置計画、交通切り廻し計画、過積載防止計画、材料搬出（搬入）経路等）
  - ⑦ 関係官公庁及びその他関係機関への届出書及び許可書等の写し（建築物除却届、道路使用許可書等）
  - ⑧ 環境対策
  - ⑨ 現場作業環境の整備
  - ⑩ 残土処理計画
  - ⑪ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（再生資源利用促進計画、産業廃棄物処理委託契約書等）
  - ⑫ 高度技術・創意工夫・社会性等に関して実施する場合はその計画
  - ⑬ その他
- (2) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出すること。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
  - (3) (2)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受



けること。

- (4) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処置を講ずること。

### 3. 施工図等

- (1) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受けること。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討すること。
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工上支障がないよう適切な措置を講ずること。

### 4. 工事の記録

- (1) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備すること。
- (2) 工事の全般的な経過を記載した書面を作成すること。
- (3) 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成すること。
- (4) 次の①から④のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備すること。
- ① 工事の施工によって隠蔽されるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
  - ② 一工程の施工を完了した場合
  - ③ 施工の適切なことを証明する必要があるとして監督職員の指示を受けた場合
  - ④ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (5) (1)から(4)の記録について、監督職員から請求があった場合は、提出又は提示すること。

### 5. 工法の提案

設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員と協議すること。

## 2-2 施工体制台帳

### 1. 一般事項

受注者は、請負代金額が3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）の工事の場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

### 2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

### 3. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都

度速やかに監督職員に提出しなければならない。

#### 4. 対象以外の工事

受注者は、第1項に示す対象以外の工事であっても、監督職員の指示により、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを監督職員に提出しなければならない。

### 2-3 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、月別工事履行報告書を翌月の5日までに、監督職員に提出しなければならない。

### 2-4 提出書類

#### 1. 一般事項

受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

#### 2. 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

### 2-5 完成図書等

#### 1. 完成図書

工事完成時に提出する完成図書、完成図及び保全に関する資料等は、工事共通仕様書及び特記仕様書に示された作成要領及び監督職員の指示によるものとする。

#### 2. 工事写真

工事写真について工事共通仕様書及び特記仕様書に特に定めがない場合については、次の各号によるものとする。

- (1) 写真の色彩はカラーとする。
- (2) 写真の大きさはサービスサイズ程度とする。
- (3) 写真は工事写真帳等に整理して、工事完成時に1部提出する。

### 2-6 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら施工計画書で立案し、実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで所定の様式により、監督職員に提出することができる。

## 第3節 施工及び施工管理

### 3-1 施工

#### 1. 一般事項

受注者は、設計図書及び2-1（工事関係図書）の規定に基づく施工計画書並びに承諾を受けた工事関係図書に従って施工しなければならない。

#### 2. 隠蔽部分の施工

受注者は、コンクリート打設等で関連工事の施工（設備等）が隠蔽となる部分を施工する場合は、関連工事の施工の監督職員による検査（確認を含む）及び立会が完了するまで、当該部分の施工を行ってはならない。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

#### 3. 腕章等の着用

受注者の現場代理人、主任（監理）技術者、安全管理者等は常に腕章等を着用して工事の責任者であることを明示しなければならない。

### 3-2 施工管理

#### 1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

#### 2. 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

#### 3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者及び施工者等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。

また、現場で工事を施工する際には、あらかじめ監督職員と協議の上、予告板を設置する等して、事前に地域住民等に現場の施工日を周知するよう努めること。

#### 4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

#### 5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへの影響を及

ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

#### 6. 良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう、作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

#### 7. 発見、拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。

#### 8. 施工管理、品質管理

受注者は、施工計画書で示した施工管理計画（土木関連工事）、品質計画（建築・電気・設備関連工事）等に従って、施工管理、品質管理を行わなければならない。

#### 9. 施工管理における疑義

受注者は、試験又は検査の結果等施工管理において疑義が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し、協議しなければならない。

#### 10. 施工管理基準

施工管理基準を指定する場合は特記仕様書による。

### 3-3 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

#### 1. 立会願の提出

受注者は、設計図書又は監督職員の指示に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ立会に係わる報告（工種、確認時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

#### 2. 監督職員の立会

監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

#### 3. 検査、立会の準備等

受注者は、監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督職員が製作工場において監督職員による検査（確認を含む）及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

#### 4. 検査及び立会の時間

監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。

ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

#### 5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは

同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

#### 6. 一工程の施工の確認及び報告

受注者は、一工程の施工を完了したとき、又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時監督職員に報告しなければならない。

#### 7. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、特記仕様書に示す確認時期、前項の規定により報告した場合及び監督職員に指示された段階において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、前号による段階確認の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、原則として抽出による段階確認とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (4) 受注者（現場代理人又は主任（監理）技術者若しくはあらかじめ監督職員の承諾を得た者）は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (5) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

#### 8. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し、確認を受けなければならない。

#### 9. 見本施工

見本施工の実施が特記仕様書に記載された場合は、仕上り程度等の判断ができる見本施工を行い、監督職員の段階確認を受けなければならない。

### 3-4 適正な技術者の配置

#### 1. 主任（監理）技術者

##### (1) 主任（監理）技術者の配置

受注者は、建設業法に基づく主任技術者（監理技術者の配置が必要な場合は、監理技術者）を適正に配置しなければならない。また、建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、受注者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者を選任しなければならない。

なお、特定建設工事共同企業体が請け負う場合には、構成員毎に技術者を配置

しなければならない。

**(2) 主任（監理）技術者の変更**

施工途中の主任技術者又は監理技術者の変更については、次のいずれかに該当する場合、協議により変更できるものとする。

- ① 技術者のやむを得ない事情（死亡、傷病、退職、その他の事由等）により変更が必要と監督職員が認めたとき。
- ② 工場制作が完了し、現場施工を行う場合で監督職員が認めたとき。
- ③ 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと監督職員が認めたとき。
- ④ 次の事項に該当する場合で、工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して支障がないと監督職員が認めたときで当初工期経過後の変更。
  - (ア) 発注者の都合により工事中止等が行われ工期延長がされたとき。
  - (イ) 発注者の都合により当初の工期に対して大幅（3ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

**(3) 主任（監理）技術者の職務**

主任（監理）技術者は、本工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督等、建設業法に定められた職務を誠実に行わなければならない。

**2. 配水管技能者**

受注者は、配水管等布設作業を行う場合は、「配水管工技能講習（（社）日本水道協会主催）」を受講した配水管技能者を配置しなければならない。

**3. 給水装置工事主任技術者**

受注者は、給水装置作業を行う場合は、法令に基づく資格を有する給水装置工事主任技術者を配置しなければならない。

**4. 電気工事士**

受注者は、一般用電気工作物又は最大電力500kW未満の自家用電気工作物の工事を行う場合は、法令に基づく資格を有する電気工事士を配置しなければならない。なお、500kW以上の自家用電気工作物工事を行う場合は、特記仕様書によるものとする。

**5. 電気保安技術者**

受注者は、電気保安技術者の配置が特記仕様書に定められた場合は、監督職員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、監督職員の指示に従い電気工作物の保安業務を行わなければならない。なお、電気保安技術者の資格等は公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）によるものとする。

**6. その他**

受注者は、他の仕様書に技術者等の配置が示されている場合は、法令その他の仕様に基づき適正に配置しなければならない。

また、資格や能力を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

### 3-5 現場代理人

#### 1. 現場代理人の配置

受注者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を選任し、配置しなければならない。

#### 2. 現場代理人の変更

施工途中の現場代理人の変更については、次のいずれかに該当する場合、協議により変更できるものとする。

- (1) 現場代理人のやむを得ない事情（死亡、傷病、退職、その他の事由等）により変更が必要と監督職員が認めたとき。
- (2) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと監督職員が認めたとき。
- (3) 次の事項に該当する場合で、工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと監督職員が認めたときで当初工期経過後の変更。
  - ① 発注者の都合により工事中止等が行われ工期延長がされたとき。
  - ② 発注者の都合により当初の工期に対して大幅（3ヶ月程度以上）な工期延長が行われたとき。

### 3-6 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が舞鶴市の建設工事競争入札参加資格者である場合には、営業停止、競争参加資格の停止期間中又は入札参加除外措置等を受けている者でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- (4) 下請負者は、共同企業体の構成員でないこと。

### 3-7 建設副産物等

#### 1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、完成検査時に提示しなければならない。

なお、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」（平成14年京都府条例第42号）第8条（産業廃棄物の保管用地の届出）及び第10条（運搬指示票）に該当する場合においては、施工計画書にその内容について記載するとともに、「保管用地届出書」及び「運搬指示票」を完成検査時に提示しなければならない。

### 3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

### 4. 特定建設資材の分別解体等

受注者は、特記仕様書に当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。」の対象となる旨が定められている場合は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとし、同法第13条及び省令第4号に基づく書面を所定の様式により契約時に提出しなければならない。

なお、契約書「解体工事に要する費用等」については、発注者が条件明示した事項と別の分別解体の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議することができる。

### 5. 再生資源利用計画

受注者は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物）及びその他の建設資材（土砂、碎石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材）を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

### 6. 再生資源利用促進計画

受注者は、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）及び建設廃棄物（がれき類、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト（飛散性）その他の分別された廃棄物）並びに建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

### 7. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に提出しなければならない。

### 8. 処理委託契約書

受注者は、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を締結し、その写しを再生資源利用促進実施書と併せて提出しなければならない。

### 9. 再生資源利用[促進]計画書（実施書）の様式

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式に



については、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行する再生資源利用[促進]計画書（実施書）を使用し、1部は自社で工事完成後1年間保管し、計画書1部、実績書1部及び再生資源利用[促進]入力システムを用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとする。（やむを得ず入力システムを用いることが出来ない場合は、実施書は2部提出するものとする。）

#### 10. 特定建設資材廃棄物

本工事の施工により発生する特定建設資材廃棄物は、再資源化施設に搬出するものとする。

#### 11. 建設発生土

受注者は、建設発生土を処理する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 建設発生土処理方法については、特記仕様書によるものとする。
- (2) 建設発生土処理にあたり「建設発生土処理計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- (3) 建設発生土を受入れ地へ搬入する場合は、あらかじめ地形を実測した資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、実測等が困難な場合には、監督職員の承諾を得てこれに代わる資料を提出しなければならない。
- (4) 建設発生土の処理を行った場合は、「建設発生土処理報告書」を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### 12. 産業廃棄物運搬車両の表示等（自己（自社）運搬する場合）

受注者は、産業廃棄物を自己（自社）運搬する場合、収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の事項の表示を行うとともに、工事完成時に収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出しなければならない。

- (1) 「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
  - (2) 事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- また、収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けなければならない。
- 1) 氏名又は名称及び住所
  - 2) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
  - 3) 運搬する産業廃棄物の積載日
  - 4) 積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
  - 5) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

#### 13. 産業廃棄物運搬車両の表示等（許可業者に運搬を委託する場合）

受注者は、産業廃棄物を収集運搬業許可業者に委託する場合、収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の事項の表示を行うとともに、工事完成時に収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出しなければならない。

- (1) 「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
- (2) 事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- (3) 統一許可番号（同 90ポイント以上（3cm以上））

また、収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託しなければならない。

(紙マニフェストの場合)

- 1) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 2) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

(電子マニフェストの場合)

- 1) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- 2) 電子マニフェスト加入証
- 3) 次の事項を記載した書面又は電磁的記録 (連絡設備等を用いて下記の事項を常時確認できる場合は不要)
  - ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
  - ② 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称
  - ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先
  - ④ 運搬先の事業場の名称及び連絡先

#### 14. 産業廃棄物税

京都府産業廃棄物税条例に基づく産業廃棄物税 (以下「産廃税」という。) は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残渣等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

### 3-8 工事中の安全確保

#### 1. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備、火気の使用、溶接作業等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

#### 2. 災害発生時の応急措置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。

#### 3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、関係法令によるほか建設工事公衆災害防止対策要綱 (建設事務次官通達、平成5年1月12日) の土木工事編又は建築工事編を遵守して災害の防止を図らなければならない。

#### 4. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日)、建築工事安全施工技術指針 (建設省営監発13号、平成7年5月25日)、建設機械施工安全技術指針 (建設省建設経済局建設機械課長 平成6年11月1日)、土木工事等施工技術安全指針 (農林水産省農村振興局整備部長通達、平成21年3月30日)、港湾工事安全施工指針 ((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指

針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運行指針（(社)日本海上起重技術協会）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして常に工事の安全に留意し、現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

#### 5. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所管海上保安本部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、海上保安部等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

#### 6. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、必要に応じて関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

#### 7. 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

#### 8. 掘削法面の安全対策

受注者は、掘削（床堀）法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の安全対策等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 9. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

#### 10. 使用する建設機械

受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

#### 11. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。

#### 12. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

#### 13. 地下埋設物の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

#### 14. 地下埋設物の保安対策

受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物等について、管理者と現

地立会の上、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、占有者と受注者が打ち合せた内容を記した書類を作成し、立会者の押印を求め、その写しを監督職員に提出するものとする。

#### 15. 不明の地下埋設物等の処理

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

その結果、当該埋設物の処置を受注者が企業者から依頼を受けた場合には、文書によりその責任を明確にしておかなければならない。

#### 16. 危険物発見時の応急措置

受注者は施工中、水道鉛管、水道石綿管及び砲弾等を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとらなければならない。

#### 17. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

#### 18. 道路付属物及び占用物件の処置

受注者は、工事施工のため支障となる道路の付属物及び占用物件がある場合には、その処置についてあらかじめ監督職員と協議するものとする。

#### 19. 配電線及び送電線下付近の作業

受注者は、配電線及び送電線下付近で作業をする場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第349条により、感電事故防止のための処置等について、事前に関西電力(株)と協議しなければならない。

#### 20. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

#### 21. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

#### 22. イメージアップ

受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

#### 23. 化学物質等安全データシート

仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めなければならない。

#### 24. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

## 25. 施工計画書の記載

受注者は、工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して監督職員に提出しなければならない。

## 26. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全に関する研修・訓練等の実施状況について、所定の様式により訓練等の内容に係わる事項（実施日時、場所、参加人数、内容等）を工事完成時に提出しなければならない。また、受注者は、研修・訓練等時に使用した資料を保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとし、完成検査時にもこれらの資料を提示しなければならない。

## 27. 安全衛生教育の実施

受注者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働安全衛生法第59条及び同規則第35条の規定に基づき次の事項について安全衛生教育を実施しなければならない。

- (1) 機械、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱いに関すること。
- (3) 施工計画書の内容、作業手順等（変更も含む）に関すること。
- (4) 作業開始時の点検に関すること。
- (5) 業務に関連して発生する疾病の原因及び予防の方法に関すること。
- (6) 整理整頓及び清潔の保持に関すること。
- (7) 事故時の応急措置及び退避に関すること。
- (8) その他安全衛生のために必要な事項

## 28. 設備等の確認

受注者は、設備等についての確認が必要な場合は次に問い合わせを行うこと。  
(問い合わせ先)

◇電話線（架空・埋設）に関すること。

（株）NTT西日本 みやこ 京都アクセス設備運営担当 TEL 0773-24-5671

◇電気線（架空・埋設）に関すること。

関西電力（株）舞鶴営業所 TEL 0773-62-2540

◇埋設ガス管に関すること。

丹後ガス（株） TEL 0773-62-2606

- ◇水道管に関すること。  
舞鶴市 水道部 水道建設課 TEL 0773-66-2545
- ◇下水道管に関すること。  
舞鶴市 下水道部 下水道建設課 TEL 0773-66-1029
- ◇市道に関すること。  
舞鶴市 建設部 土木課 TEL 0773-66-1049
- ◇府道に関すること。  
京都府中丹東土木事務所 管理室 TEL 0773-42-8764
- ◇国道に関すること。  
国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所  
綾部国道維持出張所 管理係 TEL 0773-42-1044
- ◇防衛施設に関すること。  
舞鶴地方総監部管理部施設課 TEL 0773-62-2250

### 3-9 爆発及び火災の防止

#### 1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

#### 2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

### 3-10 環境対策

#### 1. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚

染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

## 2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 3. 工事現場からの排水

受注者は、工事現場からの排水を公共下水道、一般下水道、河川及び海等に排出する場合は、法令、条例又は設計図書のとらぬに基づき、関係機関と協議すること。

## 4. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

## 5. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき、適切な措置をとらなければならない。

## 6. 海中への落下防止措置

受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

## 7. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1に示す建設機械を使用する場合は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械又は排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）若しくは第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。

ただし、これにより難しい場合、監督職員と協議するものとする。

表1 排出ガス対策型建設機械一覧表

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る

#### 8. 不正軽油の使用禁止

受注者は、軽油を使用する場合、JIS規格軽油を使用しなければならない。  
 また、燃料検査が実施された場合は、協力しなければならない。

#### 9. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

#### 10. 特定調達品目

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。



### 3-11 交通安全管理

#### 1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

#### 2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

#### 3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等により大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事において、事前に関係機関と協議が必要な場合は、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。

#### 4. 工事用車両の工事名明示

工事用車両（一般公道運行車両）については、マグネットシート等により工事名を鮮明に識別しやすい色の文字（JIS Z8305 140ポイント程度（5 cm以上））で明示すること。

#### 5. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全施設類等設置計画を作成し、安全対策を講じなければならない。

#### 6. 安全施設類等設置計画

受注者は、前項の場合において、施工に先立ち作成する施工計画書に安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出するとともに、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、工事完成時に提出しなければならない。なお、標識類、防護柵等の安全施設類については、仕様書、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府令建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年8月30日道発第372号道路局通知）、道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月道路局通知）等の諸基準により現場状況に応じて設置するほか、道路管理者・所轄警察署長及び工事に係る関係者等との協

議に基づき実施するものとする。

#### 7. 交通誘導員の配置の変更

道路管理者・所轄警察署長及び工事に係る関係者等との協議の結果又は条件変更に伴い交通誘導員の配置を変更する場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。また、監督職員が指示した場合は作業日報等関係書類を提出しなければならない。

#### 8. 交通誘導員の有資格者

警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）により、京都府公安委員会が認定した路線等（舞鶴市内では、国道27号 国道175号 国道178号）における工事の施工にあたっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに検定合格警備員（1級又は2級）を1名以上配置すること。

#### 9. 工事中道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。

#### 10. 施工計画書の記載

受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

#### 11. 工事中道路使用の責任

発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。

#### 12. 工事中道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

#### 13. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

#### 14. 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとする。

#### 15. 作業区域の標示等

受注者は、海上工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

**16. 海中落下支障物の処理**

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除かなければならない。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

**17. 作業船舶機械故障時の処理**

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

**18. 通行許可**

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸にかかる軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸にかかる軸距が9.5 t以下の場合は19 t）、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

**19. 過積載の防止**

受注者は次の各号により、過積載による違反運行を防止しなければならない。

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材、土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」

- という。)等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
  - (4) 建設発生土の処理、骨材等資材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を、不当に害することのないようにすること。
  - (5) さし枠装着車、不表示車等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
  - (6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
  - (7) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
  - (8) (1)から(7)について、すべての下請負人を十分指導すること。

## 20. ダンプトラック等の過積載防止対策

受注者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理票を作成の上、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

## 3-12 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

## 3-13 施工時期及び施工時間の変更

### 1. 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、あらかじめ所定の様式により作業に係わる事項（作業内容、施工予定時期）を監督職員に報告しなければならない。

### 2. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

## 3-14 工事測量

### 1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたり必要な測量を実施し、その結果を監督職員に提出

しなければならない。

## 2. 工事区分

工事測量における、「土木関連工事」と「建築・電気・機械関連工事」の定めは特記仕様書による。

### I. 土木関連工事

#### (1) 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員の指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

#### (2) 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

#### (3) 工事中測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中用多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し、指示に従わなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

#### (4) 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

#### (5) 既存杭の保全

受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

#### (6) 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中用基準面を基準として行うものとする。

### II. 建築・電気・機械関連工事

特記仕様書による。

### 3-15 養生及び後片付け

#### 1. 養生

受注者は、既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行わなければならない。

#### 2. 原形復旧

受注者は、工事の施工上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、速やかに原形復旧しなければならない。

#### 3. 一般事項

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

### 3-16 測点の明示

受注者は、工事完了後速やかに受注者の負担で、各測点に杭又は鉋等を設置し、ペンキで測点を明示しなければならない。

なお、測点の明示が現地状況により困難な場合は、監督職員と協議しなければならない。

また、維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て、測点の明示を省略することができる。

### 3-17 公共工事等における新技術活用の促進

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

### 3-18 海上起重作業船団の船団長

受注者は、海上起重作業船団による作業を行う場合、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置し、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。

### 3-19 潜水作業従事者

受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置し、潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。

## 第4節 工事材料

### 4-1 工事材料の取扱い

#### 1. 一般事項

本工事に使用する材料についての規定は、特記仕様書によるものとする。

#### 2. 再生資材の利用

再生資材の利用については、表3のとおり再生資材を使用する。ただし、再生材製造工場の都合等により使用が困難な場合は、監督職員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

表3

資材名	規格	用途
再生クラッシャーラン	RC-40 (30)	路盤
	RC-40	構造物の基礎
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び胴込・裏込材
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層・中間層
	密粒度アスコン	表層
	細粒度アスコン	表層
改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層
	密粒度アスコン	表層

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上、使用するものとする。

- (1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。
- (2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- (3) 再生クラッシャーラン (RC-40) を河川に関わる工事 (低水護岸の水際工作物) のコンクリートブロック張 (積) ・石張 (積) の胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が 50% 以下の品質のものを使用する。
- (4) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混合物を有害量含んではならない。

### 3. 再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

使用にあたっては、事前に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。試験方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号）によるものとし、試料は使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うこと。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は受注者の負担とする。



## 第5節 工事検査

### 5-1 工事完成検査

#### 1. 竣工届の提出

受注者は、契約書第31条の規定に基づき、舞鶴市工事執行規則（昭和25年12月25日規則第28号）第14条第1項に規定する竣工届を監督職員に提出しなければならない。

#### 2. 工事完成検査の要件

受注者は、竣工届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事関係図書及び工事の記録の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

#### 3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

#### 4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

#### 5. 修補の指示

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

#### 6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

#### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、3-3（監督職員による検査（確認を含む）及び立会等）第3項の規定を準用する。

### 5-2 部分払検査

#### 1. 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合又は契約書第

39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

## 2. 請求部分に係る工事

受注者は、契約書第38条第2項に基づく部分払いの請求を行う場合は、当該請求部分に係る工事について、5-1（工事完成検査）第2項第2号及び第3号の要件を満たさなければならない。

## 3. 指定部分に係る工事

受注者は、契約書第39条第1項に基づく指定部分に係る工事完成通知を行う場合は、指定部分に係る工事について、5-1（工事完成検査）第2項第1号から第3号の要件を満たさなければならない。

## 4. 部分払いの請求

受注者は、契約書第38条第2項に基づく部分払いの請求を行うときは、第1項の検査を受ける前に部分払検査請求書及び出来高内訳書及び工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

## 5. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

## 6. 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、前条第5項の規定に従うものとする。

## 7. 適用規定

受注者は、当該部分払検査については、3-3（監督職員による検査（確認を含む）及び立会等）第3項の規定を準用する。

## 8. 検査日の通知

発注者は、部分払検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

### 5-3 臨時検査

#### 1. 一般事項

受注者は、舞鶴市工事検査規程（平成15年5月1日訓令甲第2号）に基づく、臨時検査を受けなければならない。

#### 2. 臨時検査の適用

臨時検査は、設計図書において対象工事と定められた工事又は監督職員が指示した工事について実施するものとする。

#### 3. 臨時検査の段階

臨時検査は、設計図書において定められた段階又は監督職員が指示した段階において行うものとする。

#### 4. 臨時検査の時期選定

臨時検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は臨時検査に先立って

受注者に対して臨時検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。

#### 5. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

#### 6. 適用規定

受注者は、当該臨時検査については、3-3（監督職員による検査（確認を含む）及び立会等）第3項の規定を準用する。

#### 5-4 工事目的物の引渡し

受注者は、完成検査に合格した場合は、所定の様式により工事目的物引渡書を発注者に提出しなければならない。